

平成21年小樽市議会第1回定例会

市長提案説明

平成21年第1回定例会の開会に当たり、ただ今上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるのに先立ち、市政執行に関する私の所信と、新年度における主要施策の概要を申し上げ、議員及び市民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げます。

世界は今、グローバル化の進行により、経済や暮らし、情報、交通などあらゆる分野でネットワーク化が進み、便利な暮らしが確保され、経済が国境なく行き来する一方で、一国の経済変動が瞬時に世界各国へ波及するなど、社会経済の行方は予断を許さない状況となっています。

こうした状況に加え、我が国は、人口減少社会を迎え、少子・高齢化が年々進行するものと予測されており、これまでの成長を前提とした発想を転換し、持続可能な社会を構築していくことが求められております。

小樽市におきましても、若い人たちの大都市圏への人口流出が、全国・全道のペースを上回る勢いで進んでおり、まちづくり手法や自治体財政、さらには経済や暮らしといった面で、多くの課題に直面してきております。

私たちは、このような厳しい現状を乗り越え、大切な「ふるさと小樽」を豊かな地域に築き上げ、未来を担う子供たちにしっかりと引き継いでいかなければなりません。

今年、小樽市にとって、将来の道しるべとなる新しい総合計画がスタートする年であります。

私は、将来のこの「まち」のあるべき姿を市民の皆さんとともに共有し、進むべき道を一步一步踏みしめながら、夢と希望が持続する小樽の実現に全力を尽くしていく決意であります。

第6次小樽市総合計画においては、地域課題や市民意識などに対応するための「まちづくり 5つのテーマ」と、施策の分野を超えて横断的に取り組む「元気

づくりプログラム」を着実に推進するために、今後の市政運営に当たり、三つの基本的な姿勢を示しております。

まず、基本姿勢の一つ目ではありますが、市民と行政が共に考え、共に行動する「参加と協働によるまちづくり」を推進し、活力に満ちた地域社会を実現することとあります。

豊かな自然、先人たちが築いてきた街並みや景観など、小樽の「強み」を生かしたまちづくりを進め、住み慣れた「まち」で、市民だれもが安心して健やかな生活を営み、生き生きと暮らせる環境を整えていくことは、何よりも大切なまちづくりの柱であります。

そのため、市政運営に当たっては、積極的な情報提供と市民参加を進め、透明性の高い市政の実現に努めるとともに、行政と住民、ボランティア団体やNPO、さらには民間企業や大学など多様な主体が連携し、互いに支え合いながらまちづくりを推進してまいります。

二つ目は、近隣の市町村や圏域内市町村と「広域的な連携」を推進し、市民生活に密接な住民サービスを安定的に提供することとあります。

小樽市は、道央圏の中心都市として重要な役割を担っておりますが、本市を始めとする圏域内の多くの自治体も、人口減少と財政危機に直面しており、単独の自治体として生活機能や住民サービス機能のすべてを抱えることは、もはや困難な時代となっています。今後、各市町村が単独で行ってきた住民サービスをどのように維持・向上していくのかが喫緊の課題となっています。

本市では、石狩湾新港管理組合や北しりべし廃棄物処理広域連合など、一部事務組合や広域連合に参画し、広域自治に取り組んできたほか、高規格幹線道路網の整備や新幹線の誘致など、圏域における共通の行政課題についても、期成会を組織するなど、関係市町村が連携し、要望活動を展開してきたところであります。

今後におきましても、これらの広域的な取組を継続していくほか、近隣市町村との緊密な連携や機能分担のもと、産業、教育、医療など市民生活にかかわりの深いサービス分野について、行政区域を越えた協力・連携体制の構築の道を探っ

てまいります。

基本姿勢の三つ目は、めまぐるしく変化する社会情勢の中、「効率的で安定的な行財政運営」を推進し、市政を円滑に執行していく体制をつくることでもあります。

小樽市は、総人件費の抑制、組織機構のスリム化、民間と行政との役割分担の見直しなど、他の市町村に先駆けて行財政改革に取り組んできたところではありますが、国の行財政改革による自治体間格差の拡大は、市の財政にも影響し、年を追うごとに厳しさを増してきています。

平成21年度の地方財政計画における地方交付税は、「生活防衛のための緊急対策」を踏まえ、既定の加算措置とは別枠で1兆円増額されたため、前年度を4,000億円程度上回っております。さらに同計画における歳出では、平成20年度において創設された地方再生対策費が引き続き計上されるとともに、平成21年度は新たに地域雇用創出推進費が計上されております。しかしながら、現下の深刻な経済・雇用情勢を踏まえますと、それにも増して全国的に税収の落ち込みが危ぐされておりますことから、地方交付税の配分額は、依然先行きが不透明な状況となっております。

したがって、今後とも持続可能な行財政構造を確立し、市政の役割をしっかりと果たしていくためには、行政全般、歳入歳出全般にわたる更なる見直しを継続していかねばならないと考えております。

次に、平成20年度の財政状況について申し上げます。

現在の小樽市の財政状況は、平成20年度の普通交付税が予算を2億3,000万円下回ったことに加え、地方譲与税等も大きく落ち込み、大変厳しい財政運営となっておりますが、可能な限りの財源手当に努める中で、本定例会補正後における予算上の実質的な累積赤字額は、前年度から7,000万円程度改善し、約12億2,500万円となる見込みであります。

次に、平成21年度の予算編成について説明申し上げます。

まず、編成に当たりましては、緊縮予算の編成を念頭に、事業の厳選や財政健

全化の取組などを反映させ、「限られた予算の中で、経済・雇用対策を重点的に実施する」ことを基本といたしました。

歳出面では、公共事業費など景気浮揚に結び付く事業の増や前倒し実施などの対策のほか、起業や観光の支援などの商工業振興対策、子育て支援や市民の健康対策など、課題解決に向けた予算を中心に編成したところであります。

一方、歳入では、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税は増額が見込まれるものの、固定資産税の評価替えや昨今の景気悪化による市税の減収が大きく、一般会計における一般財源収入は、前年度と比較して1億9,000万円程度減少すると見込まざるを得ない厳しい状況の中、企業会計からの借入れなどの財源対策を講じてもお不足する分については、職員給与等の削減を継続することにより、最終的に予算の収支均衡を図ったところであります。

次に、平成21年度の主要施策の概要について、第6次小樽市総合計画の体系に沿って説明申し上げます。

まず、「まちづくり 5つのテーマ」の1点目は、生涯学習について、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち」についてであります。

子供たちは、それぞれに個性を持ち、無限の可能性にあふれています。一方、グローバル化やICTの進展など、社会が急速に変化する今日において、これから訪れる新しい局面に対応できる資質や能力を身に付けなければなりません。

学校教育におきましては、子供たちが気軽にパソコンを利用できる環境を整えることが求められております。このため、残すところ2年余りとなった地上デジタル放送の完全移行に対応する整備を行うとともに、中学校の教育用コンピュータの更新を行ってまいります。

また、子供たちの教育環境の改善を図るため、小中学校の屋内運動場の屋根の改修や長橋中学校プールの上屋シートの更新などを行うとともに、入船公園庭球場運営室及び弓道場管理棟の屋根の改修など、社会教育施設の整備も進めてまいります。

このほか、幼稚園就園奨励費補助を充実し、保護者負担を軽減するほか、放課

後児童クラブについては新たに5校において、4月と5月の2か月間、土曜日開設を試行いたします。

文化・芸術の分野については、平成18年度から着手しておりました重要文化財旧手宮鉄道施設保存修復事業の平成21年度完成を目指すとともに、市立小樽美術館が開館30周年を迎えることから、記念事業として特別展「画家たちのパリ展」を開催してまいります。

2点目は、市民福祉について、「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」についてであります。

人々の心が通い合い、だれもが安全で安心して暮らす社会を実現するためには、福祉や医療といった面での暮らしのセーフティネットをしっかりと構築していくことが大切であります。

このため、子育て支援に関する施策を総合的に推進する「次世代育成支援行動計画」の後期計画の策定を進めるとともに、育児相談や子育てに関する情報提供を行うため、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」を実施いたします。

さらに、妊娠に伴う経済的負担を軽減するため、無料の健康診査を5回から14回に拡大するほか、真栄保育所が4月に移転しますが、そこで実施する産休明け保育や延長保育事業などに対して支援をし、保育サービスの向上を図ります。

3点目は、生活基盤について、「安全で快適な住みよいまち」についてであります。

住宅や上下水道、交通網などの社会資本の整備、消防や防災などの危機管理体制の整備といった生活基盤は、人々が生活する上で欠くことのできないものであります。

古くから開けた小樽市においては、上下水道や住宅などの老朽化が著しいことから、これら配水管や汚水管などの管路や、浄水場、ポンプ場などの施設を計画的に整備してまいります。特に、下水道事業において、平成18年度から着手しておりました中央下水終末処理場の新焼却炉については、9月の運転開始を目指

し建設を進めます。

また、老朽化した施設の建替事業として、消防署朝里出張所の新築、平成22年度の完成を目指して市営住宅オタモイ3号棟の建設を進めてまいります。

このほか、深刻な社会問題となっている多重債務者対策として、小樽市消費者センターに特別相談窓口を開設いたします。

4点目は、産業振興として、「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち」についてであります。

小樽の経済をけん引してきた中小企業の多くは、極めて厳しい経営状況となっており、これまで以上に地域の特性や個性を重視した取組を進めていかなければなりません。

まず、商店街に対する施策についてであります。定額給付金の支給時期に合わせて、商店街等が取り組む売出しや販売促進活動の事業に対して「『小樽で買物』キャンペーンセール助成事業」として支援いたします。また、「ガラスのまち小樽」に全道からガラス関係者が集い、ガラス工芸品の魅力や伝統技術の販路拡大とPRを目的として「小樽ガラスフェア」を開催いたします。

また、中小企業に対しては、設備の近代化・合理化や経営の安定化のために必要な資金の融資について、より利用しやすい制度となるよう貸付けの範囲を拡大するとともに、変動金利の選択が可能となるよう制度内容の変更を行います。

観光関係では、小樽における撮影の協力体制や優れたロケーションを広く発信することなどを目的に「小樽ショートフィルムセッション2009」の開催を進めるとともに、札幌圏などの企業に対しイベントや飲食店の紹介をするパンフレットを配布し、観光入込客数の増加を図ってまいります。

5点目は、環境保全として、「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち」についてであります。

小樽の特色である海と山とが調和する美しい自然と生活環境は、暮らしや産業活動を支える貴重な財産であります。私たちは、これらの財産を、しっかりと未来に継承していかなければなりません。

漂流、漂着ごみなどによる海岸環境や景観の悪化に対応し、美しい海岸線を保つため、関係機関やボランティア団体の協力を得ながら、東小樽から銭函にかけて、海岸の清掃を実施いたします。

また、平成19年度から事業着手しておりました廃棄物最終処分場の第2期拡張整備の平成21年度完了を目指すほか、これまで段階的に委託を進めてきた資源物分別収集の完全委託化や、冬季収集困難地区5地区の解消を図ります。

次に、小樽市を取り巻く諸課題について申し上げます。

まず、一つ目は、市立病院についてであります。

二つの病院は、いずれも後志北部区域内の中核的医療機関としての役割を担っておりますが、病院事業の抱える多額の不良債務、また、施設の老朽化や二つに分かれていることの非効率性に加え、医師不足に伴う医業収益の減少などの諸要素が病院経営を圧迫し、本市財政にとっても大きな課題となっております。

このような中、市立病院の経営改革を実現するために必要な基本的事項について定める「小樽市立病院改革プラン」を本年1月に策定しましたが、まず、諸課題の解決を図る第一歩として、平成21年度から経営形態を地方公営企業法の全部適用とし、病院事業全体の経営責任を担う病院事業管理者を設けることといたしました。

今後は、改革プランに沿って、病院経営の健全化を着実に実行していくとともに、喫緊の課題となっている再編・ネットワーク化について検討を進め、他の医療機関との役割分担により地域完結型の医療体制を確立し、市民の皆さんの期待にこたえられる病院を目指したいと考えております。

二つ目は、「ウィングベイ小樽」についてであります。

築港地区の大型複合商業施設「ウィングベイ小樽」につきましては、運営会社である株式会社小樽ベイシティ開発が平成19年8月に札幌地方裁判所に特定調停を申し立て、平成20年4月に中間合意に至りましたが、その後、スポンサー企業の撤退等により、特定調停の継続が困難となり、本年1月にこれを取り下げたところであります。

小樽ベイシティ開発は、債権者であるイオン北海道株式会社と引き続き話し合いを続けるとしておりますので、小樽市といたしましては、雇用を守る立場からも施設の存続を願うものであり、関係者の協議の推移を見ながら、必要な協力は行ってまいりたいと考えております。

三つ目は、中心市街地の活性化についてであります。

まず、稲穂1丁目再開発施設の再生への取組につきましては、平成17年10月の丸井今井小樽店の閉店以降、地権者が中心となり「サンモール・ネオ」として暫定営業してきましたが、本年3月24日をもって営業を終了することとなり、小樽グランドホテルについても、本年2月15日をもって閉館となったところであります。

現在、管理する株式会社小樽開発が大手デベロッパーと交渉を行っており、1日も早くまとまるよう期待しております。小樽市といたしましても、今後の施設再生に向けて、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

また、小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業につきましては、これまで多くの難題がありましたが、工事は順調に進み、現時点での出来高は約83パーセントで、商業施設棟、マンション棟、ホテル棟の全フロアーにわたって内装工事の最盛期を迎えております。

2月初めから一部仮囲いの撤去が始まり、ホテル棟はその全容を見せております。地下と1階にある商業施設については4月初めのオープン、ホテル棟は5月末の引渡し後、6月中旬にオープン、マンション棟は6月末に引渡し後、随時入居が開始されると聞いております。

本市の顔である小樽駅前の灯が消えてから約7年が経過し、再び灯がともるまで、あとわずかです。これを契機に、小樽の新しい顔として、市民の皆さんを始め、観光や仕事などで本市を訪れる方々に親しまれ、中心市街地の活性化に寄与する施設となるよう期待しているところであります。

以上、平成21年度の市政執行に臨む、私の所信の一端を述べさせていただきました。

現在、国においては、昨年12月に出されました地方分権推進委員会による第2次勧告に沿って、「新分権一括法案」が検討されていると聞いております。この勧告は、「国の出先機関の抜本的改革」と国の地方への「義務付け、枠付けの見直し」を柱として、地方の自主・自立による「地方政府」の確立が求められております。

このような時代の要請にこたえ、持続的な発展を果たしていくためには、地方分権時代にふさわしい行財政基盤を確立するとともに、地域自らが創意工夫を重ね、力を合わせて、地域の特性や優位性を生かしたまちづくりを進め、小樽市の可能性を広げていくことが大切であると考えております。

次に、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第17号までの平成21年度各会計予算についてであります。まず、平成21年度の予算編成に関連して、地方自治体の財政運営の指針となります地方財政計画の概要について説明申し上げます。

平成21年度の地方財政計画の規模は、平成20年度に比べ1.0パーセント減の82兆5,557億円となり2年ぶりの減額となりました。

この中で、一般財源につきましては、地方税は、景気の急速な悪化により、前年度に比較して、10.6パーセント減の36兆1,860億円と見込んでおりますが、地方交付税は、雇用創出や少子化対策などに充てるため、別枠で1兆円を増額することとし、総額で前年度に比べて2.7パーセント増の15兆8,202億円としております。また、臨時財政対策債は、81.7パーセント増の5兆1,486億円、両者を合わせた実質的な地方交付税総額としては15パーセント増の20兆9,688億円とし、2年連続の増額となっております。

このように、地方交付税等の増はあるものの、地方税収の落ち込みが大きく、一般財源総額は59兆786億円と、前年度に比べ1.3パーセント、8,072億円の減となっております。

次に、本市の平成21年度一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。市税では評価替えによる固定資産税の減の

ほか、市民税などにおいても減収が見込まれることから、対前年度当初予算比で3パーセント、4億6,670万円の減収を見込みました。

地方交付税につきましては、地方財政計画上の伸び率などを基本に、本市の特殊事情などを踏まえて積算した結果、対前年度当初予算比では1億300万円の減と見込み、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税を前年度に比べて3.1パーセント、5億1,200万円の増と見込みました。

そのほか、地方消費税交付金の8,400万円の減などもあり、一般財源収入総額は対前年度当初予算比で、0.5パーセント、1億8,560万円の減となりました。

一方で、歳出の経費別ごとに主なものについて前年度当初予算と比較して説明申し上げますと、人件費は1.1パーセントの減、扶助費では被保護世帯数の増加などによる生活保護費の増などにより2.7パーセント増となり、公債費は公的資金借換額の減などにより7.9パーセントの減となった結果、これら義務的経費の合計では1.1パーセントの減となり、歳出合計に占める割合も前年度を0.3ポイント下回る60.4パーセントとなりました。

また、建設事業費につきましては、限られた予算の中、経済・雇用等の対策として公共事業費の増額や前倒しなどを行い、8.8パーセントの増となりました。

一般管理経費につきましては10.6パーセントの減、負担金補助及び交付金につきましては9.6パーセントの減となり、繰出金につきましては、老人保健事業や港湾整備事業などへの繰り出しがそれぞれ減となりましたが、病院事業や下水道事業、国民健康保険事業などへの繰り出しがそれぞれ増となり、5.8パーセントの増となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、被保険者数の減少などにより、保険給付費が3.9パーセント減の125億1,741万円となるほか、老人保健制度が平成20年3月で廃止されたことから、老人保健拠出金が前年度の約1割の5,849万1,000円となりました。

住宅事業におきましては、「小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画」に基づき、先ほども申しあげましたオタモイ住宅3号棟の建設工事に着手するとともに、老朽化した市営住宅の改修等を行います。

介護保険事業におきましては、3年に1度の計画の策定に伴い、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案し算定した結果、保険給付費は2.6パーセント増の122億1,044万9,000円、介護予防推進のための地域支援事業費は10.8パーセント増の1億7,430万円となりましたが、保険料につきましては、介護報酬改定等による増加を介護従事者処遇改善臨時特例基金の取崩しにより抑制するとともに、介護給付費準備基金の取崩しを実施し、11.3パーセント減の19億5,710万円と見込み、基準月額で4,387円と前期に比べ510円引下げとなる予定であります。

後期高齢者医療事業につきましては、保険料13億9,432万1,000円及び低所得者に対する保険料軽減に係る公費負担金3億2,266万7,000円を、事業の実施主体である「北海道後期高齢者医療広域連合」へ支出するものであり、前年度に比べ1億1,846万4,000円の減となっておりますが、これは国における保険料軽減措置の拡大・延長に伴い、徴収する保険料が減ったためであります。

病院事業につきましては、一般会計から過去の不良債務解消分約9億円を含む20億7,150万円を繰り入れることとしますが、本年1月に策定した「小樽市立病院改革プラン」を具体的かつ着実に実行して、効率的な事業運営を図るとともに、引き続き公立病院として高度医療の推進と患者サービスの向上に努めてまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、昨年引き続き奥沢送水管や配水管の更新を進めるとともに、豊倉浄水場や配水池の老朽化した施設の更新を行います。また、清風ヶ丘配水槽移設のための調査・設計を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成21年度末においても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営を

行うとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業につきましては、中央下水終末処理場汚泥処理棟汚泥焼却設備の9月の本格稼働を目指して工事を進めるほか、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設やマンホールのふたの更新を進めるとともに、銭函地区などの污水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、企業債利息や維持管理費の減少により平成21年度末においても資金余剰となる見込みであり、今後の事業運営に当たりましては、効率的な経営の下に健全な運営を確保するため、一層の企業努力を進めてまいります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、昨年度と比べ廃プラ類以外の搬入量が大幅に減少していますが、廃プラ類とその他産廃における埋立処分手数料の改定や、経費の節減により、収益的収支におきましては、若干ではあります引き続き黒字が見込まれます。また、処分場の埋立状況を把握するため、埋立残容量調査を実施いたします。

以上の結果、平成21年度の財政規模は、一般会計では542億1,479万3,000円、特別会計では339億821万円、企業会計では281億5,834万3,000円の合計1,162億8,134万6,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと、一般会計で0.6パーセント、特別会計で6.9パーセント、企業会計では9.3パーセントのそれぞれ減となり、全会計では4.7パーセントの減となりました。

次に、議案第18号から議案第26号までの平成20年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第18号につきましては、国の第2次補正予算に関連する所要の補正であります。「定額給付金」と「子育て応援特別手当」については、関連法案成立後の速やかな支給に向けてシステム作成委託料等の事務経費を計上するとともに、「地域活性化・生活対策臨時交付金」につきましては、年度内に執行可能な小中学校等の公共施設の小規模な補修に要する経費を計上いたしました。

次に、議案第19号から議案第26号までの補正予算の主なものといたしまし

ては、一般会計では同じく国の第2次補正予算関連で「地域活性化・生活対策臨時資金基金」への積立てや、小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業費補助金の増額などを計上いたしました。また、石狩湾新港管理組合負担金を減額するとともに、小中学校の校舎耐震診断事業費の一部について繰越明許費とするほか、決算見込みに伴う所要の補正を計上いたしました。

歳入におきましては、地方交付税、地方消費税交付金などの減額を計上したほか、財源対策等として、市債を増額計上いたしました。

その他歳出に対応する財源といたしましては、国庫支出金、道支出金、寄附金及び諸収入を計上いたしました。

また、土地開発公社の借入金に対する「債務保証」に係る債務負担行為の設定を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに4億2,665万6,000円の増となり、財政規模は569億552万4,000円となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業では保険給付費の減額等に伴う所要の補正を、住宅事業では公債費の増額等を計上し、介護保険事業では「介護従事者処遇改善臨時特例基金」への積立てなど所要の補正を計上いたしました。

後期高齢者医療事業では、保険料の特別軽減措置等に係るシステム改修経費を計上し、既決予算分を含め繰越明許費としたほか、病院事業では、退職給与金の増や「公立病院特例債」の借入れに伴う所要の補正を計上し、下水道事業では退職給与金の増に伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第27号から議案第42号までの条例案について説明申し上げます。

議案第27号 個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましては、統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第28号 特別職に属する職員の給与条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、

特別職等の期末手当に係る独自削減措置を継続するものであります。

議案第29号 職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の期末手当等に係る独自削減措置を継続するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第30号 資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、地域活性化又は生活対策に対応した事業の資金とする目的で、地域活性化・生活対策臨時資金基金を設置するものであります。

議案第31号 小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の一部を改正する条例案につきましては、寄附対象事業に公会堂の能楽堂の保全及び整備事業を追加するものであります。

議案第32号 介護従事者処遇改善臨時特例基金条例案につきましては、平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する目的で、新たに基金を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第33号 手数料条例及び薬事法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、医薬品販売制度の改正を行う薬事法の一部改正に伴い、特例販売業等に関する規定を削除するとともに、これに伴う必要な経過措置を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第34号 病院事業の設置等に関する条例及び病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、市立小樽第二病院の名称を変更するとともに、医療法施行令の一部改正に伴い、市立小樽病院も含めて診療科の名称を変更するものであります。

議案第35号 病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例案につきましては、病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、新たに設置する病院事業管理者に支給する給与及び旅費に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第36号 病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例案につきましては、病院事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴い、病院局に勤

務する企業職員の給与の種類及び基準を定めるとともに、関係条例の所要の改正を行うため、新たに条例を制定するものであります。

議案第37号 国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、介護納付金賦課限度額を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第38号 介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、第1号被保険者の区分を変更して平成21年度から平成23年度までの保険料率を定めるものであります。

議案第39号 公設青果地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案及び議案第40号 公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案につきましては、卸売市場法及び北海道地方卸売市場条例の一部改正に伴い、卸売業者に係る委託手数料以外の報償の収受を禁止する規制を廃止するとともに、卸売業者が収受する委託手数料の額について届出制とするものであります。

議案第41号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第42号 火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法施行規則の一部改正に伴い、スプリンクラー設備の技術上の基準の付加について、同規則で定める基準を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第43号 和解につきましては、札幌地方裁判所において係争中の平成18年(ワ)第2181号損害賠償請求事件について、裁判上の和解を成立させるため議決を求めるものであります。

次に、議案第44号 市道路線の変更につきましては、オタモイひろば通線の終点を変更するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成20年度一般会計において介護保険事業会計繰出金に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について平成21年2月9日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、平成20年度介護保険事業特別会計において介護

保険事務処理システム改修経費の予算を措置するため、同会計の補正予算について平成21年2月9日に専決処分したものであります。

報告第3号につきましては、平成20年度一般会計において電話交換業務委託料に係る債務負担行為を設定するため、同会計の補正予算について平成21年2月16日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。